

宮津市公報

令和5年9月1日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市総務部総務課発行

目次

告 示

- 98 字の区域及び名称の変更…………… 1
99 宮津市議会定例会の招集…………… 2
100 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（脇の浜自治会）…………… 2

公 告

- 32 地籍調査による地図及び簿冊の作成…………… 3
33 農用地利用集積計画の縦覧…………… 3
34 公示送達…………… 4
35 令和5年度宮津市職員採用試験【前期試験】第2次試験の合格者…………… 4
36 条件付一般競争入札の実施…………… 4
37 令和5年度宮津市職員採用試験【前期試験】の第3次試験合格者…………… 7

教 育 委 員 会

《告 示》

- 13 宮津市教育委員会定例会の招集…………… 7

選 挙 管 理 委 員 会

《告 示》

- 24 有権者総数の50分の1の数…………… 8
25 有権者総数の3分の1の数…………… 8
26 有権者総数の6分の1の数…………… 8

農 業 委 員 会

《告 示》

- 10 宮津市農業委員会定例総会の招集…………… 8

告 示

宮津市告示第98号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市内の字の区域及び名称を次のとおり変更したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和5年8月17日

宮津市長 城 崎 雅 文

字	小 字	地 番	付 記
由良	三庄太夫	1 の1	
〃	〃	1 の2	
〃	〃	2 の1	
〃	〃	5 の1	
〃	〃	5 の2	
〃	〃	6	
〃	〃	7	
〃	〃	11 の1	
〃	〃	14 の1	
〃	〃	15 の1	
〃	〃	16 の1	
〃	〃	17 の1	
〃	〃	18 の1	

上記の土地を字石浦小字三庄太夫に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
由良	関	21 の1	
〃	〃	22	
〃	〃	23 の1	
〃	〃	23 の2	
〃	〃	24 の1	
〃	〃	24 の2	
〃	〃	32 の1	
〃	〃	32 の2	
〃	〃	33	

上記の土地を字石浦小字関に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
由良	川尻	34 の1	
〃	〃	35 の1	
〃	〃	36	
〃	〃	37	
〃	〃	38 の2	
〃	〃	39	
〃	〃	40	
〃	〃	41	
〃	〃	43	
〃	〃	44 の2	
〃	〃	46	

上記の土地並びに字由良小字川尻35の1、36及び37に介在する水路及び字由良小字川尻39、40及び43の土地に隣接・介在する道路を字石浦小字川尻に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
由良	上良	1039 の2	
〃	〃	1042 の2	

上記の土地を字由良小字川端に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
由良	浜頭	1098 の2	

上記の土地を字由良小字上良に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
石浦	水ヶ迫	4 の2	
〃	〃	10003	

上記の土地を字石浦小字三庄太夫に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
石浦	川尻	147 の1	

上記の土地を字石浦小字山本に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
石浦	山本	157 の1	
〃	〃	157 の2	

上記の土地を字石浦小字川尻に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
石浦	川尻	193 の1	
〃	〃	194 の1	
〃	〃	194 の3	

上記の土地を字由良小字川端に変更する。

備考 地番は、平成29年10月1日現在のものである。

宮津市告示第99号

令和5年第5回宮津市議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年8月22日

宮津市長 城崎雅文

- 1 期 日 令和5年8月29日
- 2 場 所 宮津市議会議事堂

宮津市告示第100号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成14年10月11日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 脇の浜自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省略>
氏名 柴田俊光
- 3 変更年月日 令和5年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の変更による。
令和5年8月24日

宮津市長 城崎雅文

公 告

宮津市公告第32号

宮津市字中野、大垣、江尻、難波野の一部の土地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を行い、地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供する。

令和5年8月10日

宮津市長 城崎雅文

- 1 地図及び簿冊の名称
宮津市字中野、大垣、江尻、難波野の一部の地籍図原図及び地籍簿案
- 2 閲覧期間
令和5年8月10日（木）から令和5年8月30日（火）まで 20日間
- 3 閲覧場所及び日時

場 所	期 日	時 間
宮津市役所 建設部土木管理課 (宮津市字柳縄手 345-1)	令和5年8月10日（木）、 8月14日（月）、8月21日 （月）、8月23日（水）、 8月28日（月）	午前9時～午後5時まで
	令和5年8月16日（水）	午前10時～午後5時まで
府中地区公民館 (宮津市字中野 678)	令和5年8月12日（土）	午前10時～午後4時まで
	令和5年8月13日（日）	
中野公会堂 (宮津市字中野 463)	令和5年8月15日（火）	午前10時から午後1時まで
大垣公民館 (宮津市字大垣 51)	令和5年8月22日（火）	午前10時から午後1時まで
	令和5年8月29日（火）	午後5時から午後8時まで
天橋公会堂 (宮津市字江尻 124)	令和5年8月17日（木）	午前10時から午後1時まで
	令和5年8月24日（木）	午後5時から午後8時まで
中野公会堂 (宮津市字中野 463)	令和5年8月18日（金）	午前10時から午後1時まで
	令和5年8月25日（金）	午後5時から午後8時まで
	令和5年8月30日（水）	午後5時から午後8時まで

4 閲覧の結果、誤り等があると認められた場合は、上記の閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、その旨の申出をすることができる。

5 誤り等申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。

* * *

宮津市公告第33号

改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により令和5年度農用地利用集積計画（令和5年8月9日付け宮農委第33号通知分）を定めたので、改正前の同法第19条の規定により公告し、当該計画を次により縦覧に供します。

令和5年8月18日

宮津市長 城崎雅文

- 1 農用地利用集積計画の縦覧期間

自 令和5年8月18日

至 令和5年9月6日

2 縦覧の場所

宮津市産業経済部農林水産課（別館1階）

————— * * * —————

宮津市公告第34号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民環境部税務・国保課に保管してありますので、来庁の上、受領してください。

令和5年8月16日

宮津市長 城崎雅文

（以下掲示済）

————— * * * —————

宮津市公告第35号

令和5年度宮津市職員採用試験【前期試験】第2次試験に合格した者の受験番号及び第3次試験の実施要領は、次のとおりである。

令和5年8月12日

宮津市長 城崎雅文

第2次試験に合格した者の受験番号

A1004 A1006 A1101 A1102

A1103 A1105 A1106 A1109

A1113 A1117 A1118

第3次試験の実施要領

1 個別面接

(1) 期日 令和5年8月27日(日)

(2) 場所 宮津市字柳縄手345番地の1
宮津市役所

————— * * * —————

宮津市公告第36号

条件付一般競争入札の実施について

宮津ターミナルセンター改修工事について、次のとおり条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び宮津市財務規則（昭和40年規則第13号）第104条の規定により公告する。

令和5年8月31日

宮津市長 城崎雅文

1 入札に付する事項

(1) 工事名 宮津ターミナルセンター改修工事

(2) 工事番号 宮企第1号

(3) 工事場所 宮津市字 鶴賀 地内

(4) 工事概要 既存宮津ターミナルセンター改修

①待合室改修工事（275㎡）

②長寿命化改修工事

(5) 工事期間 契約日の翌日から令和6年3月29日まで

2 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

担当部署 宮津市企画財政部財政課（資産活用係）

宮津市役所別館1階
 郵便番号 626-8501
 所在地 京都府宮津市字柳縄手345番地の1
 電話番号 0772-45-1611
 ファックス番号 0772-25-1691
 E-mail zaisei@city.miyazu.kyoto.jp

3 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれかに該当する者

- (1) 宮津市における令和5年度建設工事指名登録業者で、建築一式工事においてA等級を有する者
- (2) 次のアからキにすべて該当する者

- | | |
|-----------|--|
| ア 許可の種類 | 建築一式工事業に係る特定建設業の許可 |
| イ 許可業種 | 建築一式工事 |
| ウ 認定等級 | Ⅱ等級以上（京都府における令和5年度建設工事の入札参加資格） |
| エ 総合評定値 | 直近800点以上（建築一式工事に係る経営事項審査に基づく総合評定値P） |
| オ 営業所所在地 | 京都府全域（丹後、中丹東、中丹西、南丹、京都、乙訓、山城北、山城南）の土木事務所管内に主たる営業所を置く者 |
| カ 配置予定技術者 | 主任技術者として「建築一式工事」に係る監理技術者資格又は主任技術者資格を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を工事現場に専任で配置できること。 |
| キ その他 | 「条件付一般競争入札実施要領」第3条第1項に示す事項のとおり。 |

4 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書（別記様式1）
- (2) 条件付一般競争入札参加資格確認資料

- | | |
|---|--------------------------------|
| ア | 3に掲げる建設業許可証明書の写し |
| イ | 経営事項審査結果通知書の写し（最新のものを含む直近3か年分） |
| ウ | 配置予定技術者調書（別記様式3） |

3に掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者（以下「技術者」という。）の資格及び工事の経験を記載すること。この場合において、技術者が条件付一般競争入札参加資格確認申請時に特定できない場合は、複数の候補者を記入することができるが、その場合は、全ての候補者について条件を満足していなければならない。

また、施工に当たって調書に記載した技術者の変更ができるのは、死亡、病休、退職等極めて特別な場合に限る。

技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。

この場合、恒常的な雇用関係とは、条件付一般競争入札参加資格確認申請の日以前に3か月以上の雇用関係があることをいう。

エ 確認資料

次に掲げる書類を提出すること。

- (ア) ウの技術者の資格要件を証明するものの写し及び自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者であることを証明するものの写し

5 入札手続等

- (1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書等の配布期間

令和5年9月1日(金)から令和5年9月15日(金)までの午前9時から午後5時まで（期間中の土曜日及び日曜日を除く。）

※申請書等は、京都府入札情報公開システムに掲載する。

- (2) 設計図書等の閲覧期間

令和5年8月31日(火)から令和5年10月2日(月)までの午前9時から午後5時まで(期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

閲覧場所 2に示す担当課に同じ

※設計図書等は、京都府入札情報公開システムに掲載する。

(3) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書等の受付

令和5年9月1日(金)から令和5年9月15日(金)までの午前9時から午後5時まで(期間中の土曜日及び日曜日を除く。)

ただし、郵送の場合は令和5年9月15日(金)の午後4時まで必着とする。

(4) 質問の受付

設計図書等に関する質問

令和5年9月19日(火)まで

ただし、郵送の場合は令和5年9月19日(火)の午後4時まで必着とする。

(5) 回答の閲覧

設計図書等に関する回答

令和5年9月25日(月)までに京都府入札情報公開システムに掲載する。

※申請書、入札等に関する質問は、随時口頭により回答する。

(6) 入札日時

電子入札による執行とする。(紙入札方式可)

入札書は、原則として令和5年10月3日(火)午前9時から午後6時まで提出すること。

令和5年10月4日(水)は予備日とするので、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。

(7) 開札日時

令和5年10月5日(木)午前9時

(8) その他

入札参加者は、入札書と併せてその内訳を記載した工事費内訳書を提出すること。

6 入札参加資格の確認

条件付一般競争入札参加資格確認申請書を受け付けた後、入札参加者資格の有無を確認し、別途通知する。

7 入札参加資格の喪失

申請書受付後、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該工事の入札に参加することができないものとする。

(1) 3の入札参加資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 申請書に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

8 入札の方法等

(1) 入札の執行回数は1回とする。

(2) 入札金額は「千円止め」とする。

(3) 次のいずれかに該当するときは、無効又は失格とする。

ア 入札に参加する資格のない者が入札したとき。

イ 入札に関し談合等の不正行為又はその疑いのある行為をしたとき。

ウ 紙入札方式によって、同一人にして同じ入札に2以上の入札をしたとき。

エ 紙入札方式によって、金額、氏名、印鑑及び重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札したとき。

オ 最低制限価格未満の価格で入札したとき。

カ 事前公表した予定価格を超える価格で入札したとき。

キ その他入札条件に違反したとき。

9 落札者の決定方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算

した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載し、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。

ただし、最低制限価格未満の価格で入札した者は失格とする。

10 予定価格

予定価格は、64,757,000円（消費税含む。）とする。

11 最低制限価格

最低制限価格を設定している。

12 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金については、免除とする。

(2) 契約保証金については、落札者は請負代金の100分の10以上の額を契約の締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他市長が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付に代えて、その保証を付さなければならない。

13 支払条件

(1) 前払金

請負代金の額の4割以内とする。

（中間前金払として、工事の中間段階で一定の要件を満たしている場合に、請負代金の額の2割以内で前払金を追加できる。）

(2) 部分払

部分払いは3回とする。

14 その他

(1) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者を当該工事に配置すること。

(2) その他については、宮津市財務規則及び「条件付一般競争入札実施要領」の規定に示すとおりとする。

※技術者の配置については、宮津市ホームページに掲載している「建設工事と技術者の配置について」を遵守すること。

* * *

宮津市公告第37号

令和5年度宮津市職員採用試験【前期試験】第3次試験に合格した者の受験番号は、次のとおりである。

令和5年9月1日

宮津市長 城崎雅文

第2次試験に合格した者の受験番号

A1004 A1006 A1101 A1103

A1105 A1106 A1109 A1118

教育委員会

《告 示》

宮津市教育委員会告示第13号

令和5年第10回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和5年8月18日

宮津市教育委員会
教育長 山本雅弘

- 1 日時 令和5年8月23日(水) 午前10時
- 2 場所 宮津市福祉・教育総合プラザ(4階応接会議室)

選挙管理委員会

《告示》

宮津市選挙管理委員会告示第24号

宮津市条例(市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、宮津市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数並びに合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和5年9月1日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前田良二

290人

———— * * * ————

宮津市選挙管理委員会告示第25号

宮津市議会の解散の請求に要する有権者総数の3分の1の数及び宮津市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員若しくは監査委員の解職の請求又は教育委員会の教育長若しくは委員の解職の請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和5年9月1日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前田良二

4,819人

———— * * * ————

宮津市選挙管理委員会告示第26号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付することの請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

令和5年9月1日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前田良二

2,410人

農業委員会

《告示》

宮津市農業委員会告示第10号

宮津市農業委員会定例総会を次のとおり招集する。

令和5年8月2日

宮津市農業委員会
会長 関野 掲 司

- 1 日時 令和5年8月9日(水) 午前9時30分
- 2 場所 宮津市中央公民館 大会議室

3 議 題

- 議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
- 議案第29号 非農地証明交付申請の承認について
- 議案第30号 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定等について